



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第1005号 (一部抜粋)



令和6年1月24日



5. ◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ 菌体りん酸肥料の公定規格化 ◆



ここ数年、日本国内では中国の肥料原料の輸出検査の厳格化、ロシアのウクライナ侵攻などの影響により肥料原料の輸入が停滞し価格も高騰する状況が続いています。

日本の肥料は、肥料原料の大部分を海外に依存しており、このため、令和4年12月に下水汚泥資源の肥料利用拡大に向けた官民検討会が開催され、肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築などの取り組みについての方向性が示され、下水汚泥資源の肥料利用の拡大を図ることとされました。

この中で、既に汚泥資源を原料とした肥料として規格化されていた汚泥肥料に加えて、農業者等が安心して使用でき、また、肥料生産事業者も肥料原料として利用しやすいよう、より品質管理が徹底された肥料が求められ、令和5年10月に「菌体りん酸肥料」が誕生しました。

汚泥肥料はその原料、生産方法等から成分の含有量が安定しないものと評価されており他の肥料と混合することができません。一方、新たに規格化された菌体りん酸肥料については、通常の汚泥肥料の管理に加え、使用した原料の管理、品質検査の充実等により品質管理の徹底を図ることで、肥料成分の保証や他の肥料との混合もできるようになりました。

当センターにおいては、菌体りん酸肥料を登録するための条件となる生産事業者が取り組む品質管理計画の内容を登録に先立って調査する業務を行っています。

菌体りん酸肥料について、詳しくは農林水産省のウェブサイトをご参照ください。

肥料成分を保証可能な新たな公定規格（菌体りん酸肥料）の創設について（農林水産省） https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryu/kintairinsan.html